

京都市宝が池公園運動施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第121号

京都市宝が池公園運動施設条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 京都市宝が池公園運動施設条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

ホ ッ ケ ー 用 具			を
-------------	--	--	---

」

「

ホ ッ ケ ー 用 具			に改め
大会用テント（大）	1張りにつき1日	1,000	
大会用テント（小）		500	

」

る。

第2条 京都市宝が池公園運動施設条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1（1）の項中「球技場又はこれ」を「球技場若しくは体育館の全面利用又はこれら」に改め、同表（3）の項中「会議室」を「球技場の特定部分利用、体育館の半面利用又は会議室」に改める。

別表第2中

「

会 議 室	A	1室につき1日	2,770	を
	B			

」

「

会議室（球技場利用者用）	1室につき1日	2,770	に改め
--------------	---------	-------	-----

」

る。

第3条 京都市宝が池公園運動施設条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「3,080円」を「3,130円」に改める。

別表第2利用料金の欄中「2,770」を「2,820」に、「8,430円」を「8,590円」に、「2,880円」を「2,930円」に、「5,760円」を「5,860円」に、「6,990」を「7,120」に、「1,330」を「1,360」に、「1,020」を「1,030」に、「300」を「310」に、「4,110円」を「4,190円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「3,080円」を「3,140円」に、「1,000」を「1,010」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 次項から附則第4項までの規定 この規則の公布の日
  - (2) 第1条の規定 平成31年4月1日
  - (3) 第2条の規定 平成31年9月1日
  - (4) 第3条及び附則第5項の規定 平成31年10月1日

(準備行為)

- 2 第1条の規定による改正後の京都市宝が池公園運動施設条例施行規則の規定による付属設備の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、第1条の規定の施行前においても行うことができる。
- 3 第2条の規定による改正後の京都市宝が池公園運動施設条例施行規則の規定による付属設備の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、第2条の規定の施行前においても行うことができる。
- 4 第3条の規定による改正後の京都市宝が池公園運動施設条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による広告の表示等に係る料金及び付属設備の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者にこれらの料金を収受させるために必要な準備行為は、第3条の規定の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

5 改正後の規則の規定は、第3条の規定の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室)